

平成30年度公共工事の諸課題に関する意見交換会

(一社) 日本建設業連合会提案テーマ

I. 日本建設業連合会の活動方針

日本建設業連合会（日建連）では、建設業における担い手確保を図るため、働き方改革と生産性向上を強力に推進する必要があるとの認識の下、平成30年度において、週休二日の実現と建設キャリアアップシステムの普及という2大事業に、業界の命運を賭けてチャレンジすることをはじめとして、公共事業に関し、積極的な活動を展開することとしております。国、地方公共団体、高速道路株式会社、機構・事業団の一層のご支援とご協力をお願いいたします。

日建連は、この意見交換会を最も重要な活動と位置付けています。現場での具体的な取り組みや課題に即して、より議論を深め、今後適切にフォローアップすることにより、着実な成果が上がるよう努めてまいります。

(1) 建設産業における働き方改革・担い手確保と生産性向上

安倍総理大臣は今年初めの施政方針演説において、まず、「働き方改革」の断行を掲げ、「我が国に染みついた長時間労働の慣行の打破」を明言された。

建設業界としては、今日の至上命題である担い手の世代交代に確固たる道筋をつけ、その確保を図るためにも、働き方改革を進めることとし、なかんずく、週休二日の実現を目指す。

この週休二日実現のためには、「生産性の向上」などの建設産業の自助努力に加えて「適切な工期の設定と工程の共同管理」「技能者への適正な労賃の確保」などの環境整備が不可欠であり、これらを発注者のご指導とご協力をいただき関係者とともに強力に推進していく。

また、これら担い手確保のための対策を進める上で基本的なインフラといえる建設キャリアアップシステムの普及・利用促進に積極的に取り組む。

(2) 公共事業予算の安定的・持続的な確保

我が国経済は、緩やかな回復基調が続いており、個人消費や企業の設備投資が持ち直すなど民需が改善してきている。政府は、こうした状況をデフレからの完全な脱却、民需主導の持続的な経済成長につなげていくため、賃金の改善、子育て支援等による消費支出の拡大や、国内の成長基盤への投資促進に加え、海外の成長市場へのインフラ輸出を推進しており、成長制約要因となる少子高齢化、人手不足への対応として、人づくり革命、働き方改革、生産性革命に取り組んでいる。

公共投資は内需を下支えするフローの経済効果だけでなく、整備される社会資本には成長力を強化するなどのストック効果が期待できることから、安定的・持続的に公共事業予算を確保すべきと考えており、関係先への働き掛けを強めてまいりたい。

(3) 国民の信頼に応える建設産業

①災害対応力の強化

各地方整備局等の働きかけにより「災害時における包括協定」の締結が着々と進んでおり、今年2月の福井豪雪においても、日建連会員企業をはじめ、建設企業は人員派遣、機材提供を行った。今後、包括協定の実効性を確保するために、既存協定との関係、新たに締結する機関との関係、包括協定の対応円滑化に向けた取り組みなど、相互に理解を深める。

また、国交省が平成 29 年 7 月に策定した「災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン」が取りまとめられたところであり、ガイドラインの各項目について、過去の災害事例から災害に備え、より迅速かつ円滑な入札契約の手続き等について更なる検討が進められることを期待したい。

②広報の強化

建設分野全体のイメージアップについての情報発信を引き続き進める。特に、週休二日の実現のための社会一般の理解促進のため、各種広報媒体を用いた P R、建設現場の仮囲い等を活用したメッセージを発信する。

また、平成 14 年度から「100 万人の市民現場見学会」を開催、昨年 11 月には通算 300 万人を達成。今後 500 万人達成に向け、発注者と連携し、建設業に対する国民の理解促進に努力する。

Ⅱ 意見を交換するテーマ

1. 働き方改革・担い手確保への取組み

(1) 週休二日の実現に向けた環境整備

①自助努力の拡大

建設業の働き方改革・担い手確保のため、建設現場における週休二日等休日拡大に建設業界挙げて取り組む必要がある。

日建連は、昨年3月、政府の「働き方改革実行計画」策定と時を同じくして「週休二日推進本部」を設置、同12月には「週休二日実現行動計画」を策定し、建設業の週休二日を確保するための土木工事・建築工事を通じた具体的な方策を示した。

既に、日建連会員企業においては、「週休二日アクションプログラム」の作成、「統一土曜閉所運動」への参加をはじめとして、週休二日の実現に向けて、各社最大限の自助努力に取り組んでおり、併せて、休日確保のための原資となる生産性向上にも積極的に取り組んでいる。

一方で、受注者の自助努力だけでは解決できない事項も多く、適切な工程管理、コスト増への対応、建設企業へのインセンティブ付与といった面で、発注者にご理解、ご協力頂きたい(「☆」は意見回答を求める事項。以下同じ。)

☆自助努力をさらに拡大するためインセンティブの付与等の環境整備。

②技能者の労務賃金の確保

日建連アンケートによれば、技能者の給与形態は、日給月給制が7割を超えており、週休二日による給与減を懸念する声が6割以上ある。この課題解決に資するため、日建連会員企業は、協力会社組織等を通じて、社員化・月給制に取り組む専門工事業者に対し、従来以上に積極的な支援・関与を行い、週休二日をはじめとする担い手の育成・確保に係る取組みの実効性を高めていく。

しかし、雇用形態の移行には相応の期間を要するため、少なくともその間は、個々の日給技能者の総収入が減少しないよう、元請・下請企業の連携による取組みと、発注者による支援が必要。

☆週休二日（休日）の実績に応じた労務費の補正の導入等、元請・下請企業に対する発注者の支援。

③発注者指定型工事の全面導入

休日拡大を契約に明示した工事が国や自治体等で試行されているが、その多くが受注者希望型である。

受注者希望型は、発注者指定型に比べ、工程上のリスクが多いと受け止める受注者が多い。特に、日建連会員企業は、受注者希望型であっても週休二日の試行を選択しない比率が高く、慎重な姿勢である。

週休二日工事では、工期の長期化による経費増に加え、技能者の年収維持のための対策が必要だが、その増高分を応札金額へ反映できない場合、元請企業の利益圧縮により対応している事例も見られ、改正品確法に謳われる「適正利益の確保」が難しいケースもある。

☆全ての週休二日試行工事を発注者指定型とし、受発注者の役割分担を明確化するとともに受注者の懸念を払拭。

（２）適切な工期の確保（工程の共同管理）

①条件明示の徹底

平成 29 年 3 月 28 日の通達により、工程情報の開示は進んだが、未だ十分ではなく、さらなる開示が必要。特に、用地取得状況や工程に影響を受ける関連工事、関係機関の協議状況等の条件明示が不十分なため、施工計画書の作成段階で既に工期を圧迫するケースがある。

☆準備・後片付け期間、不稼働日のほか、工期に影響のある条件の特記仕様書への明示。

☆週休二日を確保し、工期内の施工を可能とするため、発注者からの詳細な工程表や工期設定の算出根拠となる情報のさらなる開示。

日建連アンケートによれば、工事初期は工事一時中止などによる工期圧迫が多い傾向があり、その後、工事の進捗により、休日を稼働日に振り替える比率が増大し、発注者算定の工期（稼働日の比率＝約 59％）では工事工程の確保が困難。また、同アンケートによれば、設計変更に関する受注者の発議から先行指示書発行までに 30 日以上を要した現場の休日は、4 週 5 休以下となる傾向が強くなっている。

☆工程の共同管理の中で、先行指示書が発行された後は指示書に基づいて現場を進められるので、受注者の発議から先行指示書が出されるまでの期間を極力短縮することを要望。

②工程の共同管理の推進

週休二日工事は、通常工事と違い休日を予備日として扱えないため、受発注者による綿密な工程管理が極めて重要。中部地整において、工程の共同管理の推進ツールとして情報共有システム（ＡＳＰ）が活用され、受発注者間のコミュニケーションの円滑化や業務の効率化に寄与。

☆ＡＳＰを活用した工程の共同管理を全国に展開。

（３）人材育成

①技術者の確保

段階的選抜方式における技術者評価は、過去の施工経験等の実績を重んじるため若手技術者の登用が難しいことから、技術者評価の見直しが必要。また、ＩＣＴの全面導入に対応できる技術者等の育成への支援策を要望。

☆若手技術者の登用を図る観点から、技術者評価の見直し。（1-（4）-②同旨）

☆ＩＣＴの全面導入に対応できる技術者の育成。

②技能者の育成・確保

建設キャリアアップシステムは、技能者の育成・確保につながる処遇改善や、建設業の働き方改革推進に寄与する画期的な基礎インフラであると認識。

日建連では業界の先頭に立って、5 年後までの、会員企業の全現場における現場登録、入場する全事業者、全技能者の登録を目標に、会員企業、協力会社とともに取り組みを推進中。

☆建設キャリアアップシステム利用促進のため、公共工事において総合評価や工事成績評定等でのインセンティブ付与。

(4) 改正品確法の的確な運用

①運用指針に基づく様々な取組の浸透・徹底

現場では、設計変更等ガイドラインの浸透が不十分であり、その趣旨の徹底が必要。

☆各種ガイドライン等の未策定機関の解消。

☆ガイドラインの活用徹底のための仕組み（契約時の確認、特記仕様書での位置づけ等）のルール化。

☆発注者により異なる手続き・ルールの統一（概算金額の提示や、変更手続きに係る期間等）。

☆設計変更事例集や条件明示のチェックリスト等の充実。

②多様な入札方式の導入

改正品確法に盛り込まれた多様な入札方式の一つである技術提案交渉方式は施工ノウハウを設計に活かすことにより効率的な施工が可能となる等有効な手法。

特に設計段階から施工者が関与するE C I方式の「技術協力・施工タイプ」や「設計施工・交渉タイプ」は確定した仕様で施工が発注され、工程短縮、安全・品質の確保からも有用であり、受発注者のリスク軽減に繋がると評価されることから今後積極的な活用を要望。

また、受発注者の負担軽減の観点から導入されている段階的選抜方式は、若手技術者の登用を図るため技術者評価の見直しが必要。より受発注者の負担軽減に効果が大い、一括審査方式のさらなる拡大が望まれる。

☆E C I方式の採用拡大。

☆段階的選抜方式（一次審査項目）の技術者評価の見直し。（1-（3）-①同旨）

☆一括審査方式の適用条件の運用拡大。

2. 建設産業の生産性向上（i-Constructionの推進）

週休二日等休日拡大の原資を確保するため、i-Constructionをはじめとする生産性向上の取組みが重要。とりわけ、業務の効率化は、技術者の負担軽減を図り、週休二日の実現等働き方改革と車の両輪であり、必要不可欠。

(1) I C T、C I Mの全面的な活用

I C T土工をはじめとするI C T活用工事の試行拡大、C I Mの調査・設計段階から活用する試行工事が行われるなど、その取組みが着実に進んでおり、全面的な活用に向けた試行拡大と併せて、効果の検証や課題の検討など、試行を踏まえたフォローが必要。

☆I C T土工等やC I M活用の試行工事の試行拡大とフォロー。

(2) コンクリート工の生産性向上

①現場打ちコンクリートの3ガイドラインの浸透

現場打ちコンクリートについては、一昨年、昨年と3つのガイドラインが策定されたところであり、設計段階からの採用徹底等、現場への浸透が引き続き必要。

☆3つのガイドラインの設計段階からの採用徹底。

②プレキャスト（P C a）の導入促進

平成 29 年 4 月の国交省通達に基づき、予備設計段階等における現場打ちと P C a の仮設費等を考慮した比較検討の実施を徹底する必要。

また、国交省「コンクリート生産性向上検討協議会」が平成 29 年 10 月に打ち出した一定規模（ボックスカルバートの内空断面積 40 m²、擁壁の壁高 5m）以下の P C a 製品の活用を進めるべき。

なお、その実効性を確保するためには、P C a 導入を原則化するとともに、積算基準の策定をはじめ、活用を徹底するための早期のルール整備が必要。

☆一定規模（ボックスカルバートの内空断面積 40 m²、擁壁の壁高 5m）以下の P C a 製品の活用徹底。

☆現場打ちと P C a の比較検討プロセスを、予備設計段階だけでなく、詳細設計や施工中の設計変更にも積極的に採用。

③仕様の統一

全体最適による効率的な設計施工を図るため、発注者ごとに異なる構造形状、仕様の統一が必要。

☆トンネル断面の標準化など、プロジェクト単位での取組み推進。

（３）新技術等の導入環境の整備

①新技術等の導入環境の整備

新技術の建設現場への導入促進を図るため、新技術導入促進(Ⅱ)型の試行実施をはじめ、調査設計段階での新技術等の採用、新技術導入のインセンティブの付与などの環境整備を通じて、さらなる技術研究開発意欲を促進する必要がある。これらの新技術の導入に向けた取組みを踏まえ、生産性向上に資する既存技術の評価等の仕組みも検討すべき。

☆新技術の導入促進のため、E C I 方式の活用、新技術導入促進(Ⅱ)型の試行、新技術の設計変更での対応、さらには新技術導入に対するインセンティブの付与。

（４）業務の効率化推進

①提出書類の削減・簡素化

書類簡素化については、国交省の取組みにより提出書類が削減、簡素化されていることに感謝。一方で、提出書類は削減されたが、引き続き提示、保存を求められるため、受注者の書類作成負担は依然として大きい。

情報共有システム（A S P）の活用は極めて効果が大きく、積極的な活用により、書類の簡素化等業務を効率化すべき。

☆書類ごとに作成の必要性精査。

☆書類の簡素化に向けた先駆的な取組みの全国展開。

☆A S P 活用における、検査・納品までを見据えた詳細なフォルダ構成や書類様式の指定など細部の運用のルール化及びオンライン電子納品。

② I C T等を活用した業務の効率化

施工途中の各段階において必要となる立会では、監督員が適時に臨場することが難しく、しばしば施工者側の待ちが生じる。立会時は作業を停止し、人員を確保して対応しており、その準備を含め労力と時間を要している。現行の I C T技術を活用し、例えばW e bカメラ等で撮影した写真や動画データを事務所にて画像確認等を行うことで臨場しなくても確認が可能である。

また、手間の掛かっている配筋写真の撮影や、生コン情報の受け渡しについて、I C Tの進展により、業務の効率化が期待できる技術が既に実用段階にある。これらの技術を活用するための環境整備が必要。

☆W e bカメラ等による写真や動画データの受発注者の情報共有等、I C Tを活用した業務の効率化を推進するため、品質管理基準、土木工事写真管理基準等の試験や確認方法の見直し。

☆配筋写真をはじめ工事写真の提出ルールの改善。

☆生コン情報の電子化による業務の効率化に向けた試行工事での効果の検証。

③ I S Oの活用による受発注者の負担軽減

国交省では、受注者の品質マネジメントシステム（I S O 9 0 0 1）の活用により監督業務の一部を受注者の検査記録の確認に置き換える試行工事が実施されており、監督・検査業務の効率化にとどまらず受注者の負担軽減につながることが期待されている。

☆I S O 9 0 0 1モデル工事の試行により受注者の負担軽減の実態をフォローし、必要に応じ改善。

3. 公共建築工事に係る課題

公共建築工事について、上記 1. 2. に掲げる土木工事と共通する課題のほか、以下の点について取り組みを進められたい。

（１）適正な工期の確保

公共建築工事については、本年 2 月に改訂された「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」に基づき、日建連の適正工期算定プログラム等も参考にして適切な工期設定等の取組みを行うとされているが、発注者によって対応に差がある。

☆適正工期の設定が公共建築工事においてさらに促進されるよう、「建築工事適正工期算定プログラム」の紹介等、地方公共団体等の発注者への助言、支援。

（２）改正品確法の的確な運用

改正品確法に規定された契約の適正履行の趣旨を踏まえ、営繕工事において平成 29 年度から「入札時積算数量書活用方式」を本実施。これにより、契約後に当初入札時の発注者積算数量に疑義が生じた場合に円滑な協議が可能。

☆「入札時積算数量書活用方式」が、地方公共団体等の発注工事で普及促進されるよう助言、支援。

以上